

## 1 重点地区の指定

景観計画で示す拠点は、順次、重点地区として指定することとします。

また、重点地区において、良好な景観の形成に著しく貢献する建築物の建築等の行為に対し、予算の範囲内で助成制度を設け、良好な景観の形成を推進します。

また、景観計画において拠点となっていなくても歴史的なまちなみや賑わいのある景観が形成されている地区において地域住民による景観まちづくり活動が展開されている場合には、拠点としての位置づけに向けて協議を進めていきます。

## 2 都市計画制度の活用

### (1) 景観地区の指定

景観地区は、市街地の良好な景観を形成するために、都市計画に建築物の形態意匠の制限等を定める地区です。

景観計画に位置づける重点地区のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区は、地域住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区制度を活用し、認定制度を運用することにより、良好な景観の形成を推進していきます。

特に、地方自治法による自主条例によって景観施策を進めてきた内宮おほらい町地区については本計画の適用と同時に景観地区を都市計画決定しています。今後は、旧二見町の自主条例によって景観施策を進めてきた二見町茶屋地区についても景観地区の決定に向け取り組むこととします。

### (2) 高度地区の指定

高度地区は、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区です。

重点地区やその周辺地区において、ゆとりと潤いのある良好なまちなみの形成を図る必要がある場合、又は、背景となる山林等への眺望の保全を図る必要がある場合は、望ましい建築物等の高さに誘導するため、高度地区制度を活用していきます。

### (3) 風致地区の指定

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然景観を維持するために定められた地区です。

今後も継続的に制度の活用を図るとともに、河川・海岸の沿岸については、指定範囲の見直しを図り、水辺の良好な景観の形成を進めます。

#### (4) 特定用途制限地域の指定

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域（白地地域）において、大規模店舗や危険性の高い工場等、良好な住環境の維持に支障のある施設の立地を制限する地域です。

都市計画区域内の用途地域の指定のない区域において良好な景観の形成を図るため、本制度を有効に活用します。

#### (5) 地区計画制度の活用

地区計画は、地区ごとのまちづくりのルールについて、用途の制限をはじめ、建ぺい率、容積率、高さの最高限度などを定める都市計画制度です。

建物の用途や高さの制限等による地区の計画的な整備と良好な景観の形成を併せて行うことが必要な地区においては、地区計画制度及び景観法の諸制度を活用し、地区がめざす良好な景観の形成を図ります。

また、必要に応じて建築物等の形態意匠についての基準を定め、これを条例により建築確認で担保することにより、周辺の景観との調和に配慮した行為の制限が可能となる制度（地区計画等形態意匠条例）の活用も検討します。

### 3 景観重要建造物・景観重要樹木の選定・指定

（社）三重県建築士会伊勢支部青年部会により実施されている、伊勢景観デザイン賞の取組と連携し、景観重要建造物や景観重要樹木の候補の選定を行い、所有者の意見を聴いて、指定することとします。

また、景観重要建造物において、良好な景観の形成に著しく貢献する建築等の行為に対し、予算の範囲内で助成制度を設け、良好な景観の形成を推進します。

### 4 花と緑のまちづくりの推進

良好な景観の形成は、市民一人ひとりや企業等の日々の取組の積み重ねにより実現するものです。本市においても、街路樹等による緑化のほか、市民団体に花の苗を提供するなどの支援を継続し、まちなかの花壇等を設置するなど、市民と行政が協働して潤いのある歩行者空間の形成を図ります。